

本館他エレベーター保守点検業務委託

仕 様 書

山梨県 総務部 管財課

第1章 一般事項

第1節 総則

1-1-1 目的

本仕様書(以下「仕様書」という)は、山梨県(以下「甲」という)が発注する委託業務(建築物及びその附帯施設(以下「建築物等」という)の点検、保守、運転・監視、清掃等)の適正化を期すため必要な事項を定めるものとする。

1-1-2 適用

業務委託契約書、特記仕様書(図面、機器リスト等)以外はこの仕様書による。

1-1-3 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書をいう。

1-1-4 関係法令等の遵守

受託者(以下「乙」という)は業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1-1-5 疑義に対する協議

設計図書に明記のなき場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議する。

1-1-6 別契約の関連工事

別契約の関連工事については、監督員の指示により、該当工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗と適正な管理を行う。

1-1-7 発生材の処理

発生材のうち、特記仕様書で定められた以外は、全て搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

1-1-8 点検手順書提出

作業を行うにあたり、事前に監督員に点検実施手順書を提出する。

1-1-9 点検及び保守に伴う注意事項

点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。また、点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

第2節 業務現場管理

1-2-1 業務管理

乙は設計図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1-2-2 主任技術者

乙は主任技術者(以下「技術者」という)を定め甲に届け出る。また、技術者を変更した場合も同様とする。

乙は、当該業務の履行に際し法令で資格の定めのある場合は、その資格を有する者を選任し、その氏名及び資格について甲に通知しなければならない。

また、法令で資格の定めのない場合は、当該業務と同等業務(官公庁発注のもの)に技術者として従事したことを受託者として証明する資料を甲に提出するものとする。

1-2-3 業務日程

甲は業務を行う前に、監督員の承諾を得るものとする。

1-2-4 安全・衛生管理

現場の安全・衛生等に関する管理は、乙がその責任において関係法令に従って行う。

- 1-2-5 災害及び公害の防止
 - (1)落下物・飛散物・突起物・車両などにより第三者に危害を与えないよう万全の処置をとる。
 - (2)作業中の騒音・振動・閃光、その他については、関係法令に従い適切な処置をとり公害の生じないようにする。
- 1-2-6 万一の処置

万一、災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告する。処置について監督員の指示がある場合は、これに従う。
- 1-2-7 後片付け、損傷復旧

業務終了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行い、業務のため損傷を生じた物件は復旧する。

第3節 業務の実施

- 1-3-1 業務

業務は設計図書に従い、その業務を誠意をもって履行する。
- 1-3-2 立会

下記の場合は甲の立会を受ける。ただし、これによることが困難な場合は別に指示を受ける。

 - (1)設計図書に定められた場合
 - (2)甲が特に指示した場合
- 1-3-3 点検

点検とは、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することを言い、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- 1-3-4 保守

保守とは、点検の結果に基づき機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- 1-3-5 業務の報告

業務の際に発見された不具合については、速やかに甲に報告し、その対応について甲乙協議するものとし、乙の判断のみで対応してはならない。ただし、緊急の場合はこのかぎりでない。

業務の終了後は速やかに点検結果、試験報告書等を作成し甲に提出する。

第4節 提出書類

- 1-4-1 提出書類

乙は下記の書類を、期日までに甲に提出する。

(1)履行計画表	契約締結後	7日以内
(2)主任技術者通知書	契約締結後	7日以内
(3)業務報告書(写真含む)		
(4)業務完了報告書	履行期限後	7日以内
(5)成果品引渡届	検査終了後	
(6)打合せ簿	その都度	

その他監督員が指示するもの
提出書類は原則A4サイズとする。
提出書類は原則1部とする。ただし、別途指示があった場合はこの限りでない。

第2章 特記事項

第1節 総則

2-1-1 目的

本業務は、県庁舎のエレベーターについて、点検又は測定等により劣化及び不具合の状態を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2-1-2 対象庁舎

本館、別館、議事堂、委員会室棟

2-1-3 契約の種類

本業務は定期的な点検・保守に加え、機器の摩耗・劣化を予測し、エレベーターを常に最良の状態に維持するために経年劣化した部品の取替や修理等の予防的な保全をあわせて行うフルメンテナンス契約である。フルメンテナンス契約にあたり、3年間の契約の中で経年劣化による部品の取替スケジュールを提出すること。また、契約終了後の見込みについても提出すること。

2-1-4 エレベーターの仕様

(1)本館

製造者	日立製作所
型式	1号機(P-13-C090:乗用兼車椅子仕様) 2号機(P-13-C090:乗用)
台数	2台
設置年	平成14年
機種	交流乗用兼車椅子用(1号機)交流乗用(2号機)
定格積載質量	900kg、13人乗り
定格速度	90m/min
停止階	10箇所(1号機:B1階からR1階) 9箇所(2号機:1階からR1階)
付加装置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 自家発管制運転装置 視覚障害者仕様 音声案内装置 群管理方式

(2)別館

製造者	三菱電機(株)
型式	R-13-2S45
台数	1台
設置年	平成27年3月
機種	機械室レス乗用兼車椅子用
定格積載質量	850kg、13人乗り
定格速度	45m/min
停止階	3箇所(1階から3階)
付加装置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 視覚障害者仕様 音声案内装置

(3)議事堂

製造者	日立製作所
型式	R-13-2S45
台数	1台
設置年	平成24年3月

機種	機械室レス乗用兼車椅子用
定格積載質量	850kg、13人乗り
定格速度	45m/min
停止階	3箇所（B1階から2階）
付加装置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 視覚障害者仕様 音声案内装置

(4) 委員会室棟

製造者	三菱電機(株)
型式	R-13-2S45
台数	1台
設置年	平成27年
機種	機械室レス乗用兼車椅子用
定格積載質量	850kg、13人乗り
定格速度	45m/min
停止階	2箇所（1階から2階）
付加装置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 視覚障害者仕様 音声案内装置

2-1-5 業務概要

- (1) 定期点検
- (2) 建築基準法に基づく定期検査
- (3) 消耗部品の取替
- (4) 故障時等の対応
- (5) その他「甲」が指示するもの

第2節 業務

2-2-1 保守点検要領

- (1) 県庁の業務に支障のないよう、保守点検を実施する。
- (2) 本仕様書に記載無き事項であっても、機能維持・保全上必要なものについては実施する。
- (3) 点検の結果に応じ、清掃、調整、増締め、軽微な損傷の補修等保守その他の措置を講ずる。
- (4) 業務の際に発見された不具合については、写真を添付し甲に報告する。
- (5) 対象機器以外であっても異常を発見した場合には甲に報告する。
- (6) 業務に使用する点検機器等は、乙が用意する。
- (7) 業務に必要な消耗部品及び消耗品は、乙が負担する。
- (8) 業務実施日について年間予定表を作成し、甲に提出する。なお、土日祝日に業務を行う場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- (9) 突発的な故障等の緊急時の対応のため、連絡先等を記載した非常時連絡体制図を作成し、甲に提出する。
- (10) 保守点検を行うにあたり、危険な場所には必要な安全処置を講じ、事故発生を防止する。
- (11) 保守点検中に建築物及び設備等に損傷又は損害等を与えた場合は、すべて復元すること。

2-2-2 点検項目及び点検内容

エレベーターの点検項目及び点検内容は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「建築保全業務共通仕様書」という）第2編第7章第2節エレベーターによる。

2-2-3 定期点検

定期的（1回/月）に専門技術者を派遣し、エレベーター各部の点検、給油、調整、清掃及び修理取替を行い、その結果を報告する。

エレベーターの安全装置等の付加装置については、定期的に調整を行い、必要に応じて機能試験を行うこと。

2-2-4 定期検査

建築基準法第12条に基づく定期検査（1回/年）を行い、その結果を報告する。

2-2-5 劣化部品の取替及び修理

エレベーターを常に最良の状態に維持するため、機器の摩耗・劣化を予測し、経年劣化した部品の取替や修理等を行う。

- (1) エレベーターの構造・性能等運行に必要な機器及び部品を取り替える場合の費用はすべて契約の範囲内とする。（意匠的な事項は除く）
- (2) 修理又は取替に該当する項目は、建築保全業務共通仕様書による。
- (3) 修理又は取替に伴う費用は、乙が負担する。
- (4) 使用する部品はメーカー純正部品又はこれと同等の部品とし、メーカー仕様以外の改造は行わないこと。
- (5) 作業により発生する撤去品及び残材は、乙の負担で引取るものとし速やかに搬出する。
- (6) 予め予測できる取替作業について、短時間（概ね1時間以内）で終了するものについては毎月の点検時に行うものとし、長時間にわたりエレベーターを停止しなければならないものについては閉庁日等とする。（1台のみしか設置していない庁舎があること及び、本館については1号機しか地階へ行けないなどを停止中の運用について考慮すること。）

2-2-6 故障時等の対応、その他

乙は、24時間出勤体制を整え、故障、災害等により、エレベーターに閉じこめ又は機能停止が生じた場合は、甲からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

本業務の対象機器に故障や事故が生じた場合、また甲からの指示があった場合は、直ちに現場にかけつけ不具合箇所の保守点検を行い甲に報告する。

なお、本項において実施した保守点検に要する費用も本委託に含むものとし、補修に要する部品費用は前項2-2-5による。（故障や事故の場合で部品取替が発生した費用については、未然に故障や事故を防止するために適切に部品取替等を実施していれば防げるものと判断できる。また、災害等により発生した場合の部品費用については甲乙協議する。）

業務委託契約書

契約番号 _____

1. 事業名 庁内管理
2. 委託業務名 本館他エレベーター保守点検業務委託

収入

印紙

3. 委託業務の場所 甲府市丸の内 1 - 6 - 1

4. 履行期間 着手 平成 27年 4月 1日
完成 平成 30年 3月 31日

5. 業務委託料

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(業務委託料に108分の8を乗じて得た額)

円

6. 契約保証金 免除

7. 支払条件 部分払い3回以内、完成払い

上記委託業務について、契約担当者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 27年 4月 1日

契約担当者 職 名 山梨県知事
氏 名 後 藤 齋

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

(総則)

- 第1条 契約担当者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、共通・特記仕様書、質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務契約をいう。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この約款の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払い用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この約款の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第29条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 甲が、第7条に規定する監督員を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、監督員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督員に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(履行計画表)

第2条 乙は、本契約締結後7日以内に、仕様書に従い履行計画表を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は、主体的部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第6条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

(監督員)

第7条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員(以下「監督員」という。)を定める。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- 一 契約の履行について乙又は乙の主任技術者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく業務を行うための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した図書の承諾。
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会、業務の進捗状況の検査又は材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

(主任技術者)

第8条 乙は、技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第9条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 乙は、設計図書に従い、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第11条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することが出来る。この場合において、甲が必要があると認められるときは、履行計画若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第13条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第14条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

- 第15条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 監督員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、甲が負担する。

(損失負担)

- 第16条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の責任において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときはその限度において甲の負担とする。
 - 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査及び引渡し)

- 第17条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、契約の目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 甲は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が契約の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該契約の目的物の引渡しを受けなければならない。
 - 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該契約の目的物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

- 第18条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。
 - 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払い)

- 第18条の2 乙は、業務の一部が完了し甲の検査に合格した場合は、業務委託料の部分支払を請求することができる。
- 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。ただし、部分払いの回数は契約書に記載されている回数以内とする。

(第三者による代理受領)

- 第19条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。
 - 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に業務委託料の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

(業務の履行責任)

- 第20条 第17条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、甲は乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(甲の解除権)

- 第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 第4条又は、第27条の規定に違反したとき。
 - 第8条に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 第23条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結した者
- 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
 - 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求められない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

- 第21条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第53条の3または第54条の規定による審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき。
 - 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提訴された時を除く。)
 - 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により当該審決の取り消しの訴え

が提起され、当該訴えについて請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

四 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

第21条の3 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合、契約は解除する。

第22条 甲は、業務が完了するまでの間は、第21条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第23条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第12条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 甲が27条の規定に違反したとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第25条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、用地等に乙が所有又は管理する材料、機械器具、仮設物その他の物件（再委託人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（公正入札違約金）

第26条 乙は、第21条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による業務委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第27条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反については乙はその責を免れない。

（遅延利息の徴収）

第28条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.9パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく第18条第2項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙はその支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.9パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

（賠償金等の徴収）

第29条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第30条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定に関わらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項により乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（補則）

第31条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の役務の提供に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること、並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 平成27年3月3日
- 2 役務の名称 本館他エレベーター保守点検業務委託
- 3 履行場所 山梨県庁
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

山梨県知事 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

【本館他エレベーター保守点検業務委託用】

業務履行実績調書

申請者名(会社名)

履行した業務実績の概要

契約名	契約相手方	契約期間	業務履行場所	業務内容
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

注) 記載する業務は、契約を適正に履行した業務に限る。

注) 国又は地方公共団体との契約履行実績がある場合は優先して記載すること。

注) 履行を確認するため契約書(履行した業務実績の内容が判別できるものに限る。)の写しを添付すること。契約書写しで履行した業務実績が判別できない場合は、それを補完する資料を添付すること。

入札参加資格確認通知書

管 第 号
平成 年 月 日

住所(所在地)
商号又は名称
代表者氏名

山梨県知事

平成 27 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格について次のとおり確認したので通知します。

- 1 公 告 日 平成 27 年 3 月 3 日
- 2 調 達 産 品 本館他エレベーター保守点検業務委託
- 3 需 要 場 所 山梨県庁
山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
- 4 入札参加資格の有無 **有** **無**

なお、参加資格がないと通知された方は、山梨県知事に対して入札参加資格がないと認めた詳細な理由について説明を求めることができます。

質 問 書

平成 年 月 日

山梨県知事 様

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては法人名及び代表者の職・氏名)

担当者部署

担当者氏名

印

電 話

ファクシミリ

電子メール

「本館他エレベーター保守点検業務委託」に係る下記事項について質問します。

記

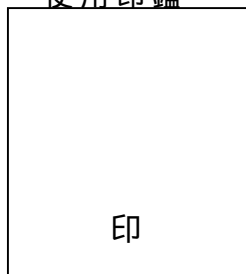
【質問事項 1】

【質問事項 2】

【質問事項 3】

委 任 状

使用印鑑



受 任 者
(代 理 人)

住 所

代 理 人 氏 名

当日、入札に使用する印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します

・一般競争入札に関する一切の行為

- 1 件 名 本館他エレベーター保守点検業務委託
- 2 履行場所 山梨県庁
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
- 3 委任期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

平成 2 7 年 月 日

委 任 者

住所(所在地)
商号又は名称
代 表 者 名

□

山梨県知事 殿

入 札 書 (第 回)

山梨県知事 様

山梨県財務規則（昭和 3 9 年山梨県規則第 1 1 号）、仕様書等熟覧のうえ、次のとおり
入札します。

平成 年 月 日

入 札 者 住所(所在地)
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印
(代理人・復代理人)

件 名	本館他エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	山梨県庁 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
入 札 金 額	金 円

(注) 入札金額は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。